

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構評価員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（以下、「本機構」という）の評価員について必要な事項を定める。

(評価員)

第2条 本機構の設置目的に従って、受審養成機関（調査対象校・課程）から提出された各種書類を調査し実地調査に赴く者を評価員という。

2 評価員は次の各団体から推薦され、本機構の理事会により承認された者とする。

(1) 公益社団法人日本理学療法士協会

(2) 一般社団法人日本作業療法士協会

(3) 一般社団法人日本言語聴覚士協会

3 評価員はその所有する資格により、理学療法班、作業療法班、言語聴覚班の3班を構成し、それぞれの定数を次の通りとする。

(1) 理学療法班 90名以内

(2) 作業療法班 50名以内

(3) 言語聴覚班 30名以内

4 前項の各班に、評価認定委員会から推薦され、理事会において承認された班長を置く。

5 班長は、前年度の調査に関する意見を評価員から聴取し、必要に応じ説明、回答を行い、調査の円滑実施を図る。

(業務)

第3条 評価員は、受審養成機関（調査対象校・課程）に対して、書面調査および実地調査を行う。

(1) 書面調査は、受審養成機関（調査対象校・課程）から提出された書類を3名の評価員により行う。

(2) 実地調査は、書面調査を担当した3名のうち2名の評価員が当該養成機関（調査対象校・課程）を訪問して行う。

(3) 受審養成機関（調査対象校・課程）ごとに班長が責任評価員を指名する。

(4) 書面調査、実地調査の内容、項目については、「本機構評価マニュアル」に定める。

(責務)

第4条 評価員は、「評価員研修会」を受講しなければならない。

2 「評価員研修会」を2年間未受講の評価員は、該当年度の調査を担当することができない。

3 評価員は、指定された期日までに書面調査の結果を所属する班長に提出しなければならない。

4 実地調査を終えた責任評価員は、終了後1週間以内に「実地調査報告書」を所属する班長に提出しなければならない。

(交通費、報酬等)

第5条 評価員の業務に関わる交通費、日当、手当などの報酬については、別に定める本機構の「旅費規程」に従って支給する。

(任期)

第6条 評価員の任期は、原則として2年間とする。但し、第7条各号により任期を終了するまでの間、継続してその任にあたるものとする。

(任期の終了)

第7条 評価員は、次の各号により任期を終了する。

- (1) 自己申請による辞退
- (2) 業務遂行上、重大な過失があった場合
- (3) 理事会による決議

(守秘義務)

第8条 評価員は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。評価員の任を外れた後も同様とする。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

(附則)

1. この規程は、平成28年3月17日より施行する。